

令和7年6月17日

桑折町議会
議長 原 賢 志 様

総務文教常任委員会
委員長 齊 藤 謙

委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査報告を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 調査事件

「認定こども園」の進捗状況に関して

2 調査目的

安心できる認定こども園の施設整備のため

3 調査の経過

□令和5年11月7日

10月31日の議会全員協議会での教育文化課長から認定こども園の進捗状況について説明を受けたが、委員会として再度確認を行うため教育文化課の出席を求めることとした。

□令和5年11月14日

教育文化課長の出席を求め、認定こども園の進捗状況について質疑応答を行った。

□令和5年12月14日

調査事件について、委員間で自由討議を行った。

□令和6年1月16日

調査事件について、委員間討議を行った。

□令和6年2月8日

調査事件について、委員間討議を行った。

□令和6年7月18日

今後の進め方について、協議・検討を行った。

□令和6年8月13日

教育文化課長の出席を求め、スケジュールに基づいた進捗状況（教育理念や運営方法等に係る松葉福社会との協議状況も含む）および地中埋設物の処理状況について説明を受け、質疑応答を行うとともに、関係資料の提供を求めた。

□令和6年10月3日

今後の進め方について、協議・検討を行った。

□令和6年10月17日

教育文化課長の出席を求め、松葉福社会と交わした運営に関する覚書の内容および認定こども園の職員体制の整備状況（主に町会計年度任用職員の雇用状況）について説明を受け、質疑応答を行った。また、伊達市の認定こども園担当課への視察実施を決定した。

□令和6年10月31日

視察の目的、質問事項および視察日程について、協議・検討を行った。

□令和7年1月17日

伊達市との予定が合わず視察不可となったことを受け、代替案として質問事項への文書回答を求めることについて、協議・検討を行った。

□令和7年2月28日

伊達市教育委員会こども部こども未来課からの文書回答内容について確認を行った。

□令和7年4月24日

教育文化課長に出席を求め、現状と今後の見通し（主に入園児数の見通し

と職員数) について説明を受け、質疑応答を行った。

□令和7年5月22日

調査報告書の内容について、協議検討を行った。また、報告に必要な資料として、認定こども園の運営費補助金交付要綱の提供を町に求めた。

□令和7年5月29日

調査報告書の内容について協議、最終確認を行った。

4 調査結果

- (1) 本調査は認定こども園開園1年延期問題がある中でスタートしたものである。その問題の主たる要因は、資材高騰等による認定こども園の設計の大幅な変更問題等であった。よって本委員会は認定こども園の開園に向けての進捗状況について、その都度、教育文化課長から説明を受け、委員間討議を行い、定例会等での質問・質疑に生かすことに努めた。
- (2) この調査において、伊達市の認定こども園事業視察の必要を認め計画をしたが、相手方の事情により実現には至らなかった。後日文書による貴重な情報を提供して頂いた。([別紙1] 参照)
- (3) 認定こども園(こおり青空こども園)は令和7年4月より開園した。開園時の入園児数は105名である。
- (4) 職員体制に関し、待機児童対策としての職員2名分の予算措置が3月議会で議論となったが、認定こども園開園後の委員会で、今後の入園児数の見通し及び補助金交付要綱等について質疑を行った。2名の職員は採用済みであることを確認した。補助金交付要綱は [別紙2] の通りである。

今後は、醸芳幼稚園・こおり青空こども園の連携を図り、桑折っ子(教育大綱でいう)育成のため、乳幼児保育・教育の充実した実施を望む。

伊達市 子育て支援関係事業概要

1 民営認定こども園事業者公募選定経過概要について

平成20年11月策定の「伊達市における民間活力による「認定こども園」整備計画」に沿って順次実施してきました。

近年では、令和6年4月に「伊達・ひかり認定こども園（伊達地域）」と「保原認定こども園（保原地域）」の2園が開園しました。

また、令和7年4月には「（仮称）高子北認定こども園」が開園します。公募選定経過としては、まず伊達市内において、幼稚園、保育所又は認定こども園を運営している学校法人及び社会福祉法人で、自らが運営できる事業者を公募。「（仮称）高子北認定こども園」に関しては、市内法人からの応募がなかったことから、市外にも公募を実施し事業者を選定しました

2 民営認定こども園への教育行政の関わり方について

本市の民営認定こども園への教育行政の関わり方は、大きく下記の4つの点です。

(1) 伊達市幼児教育協議会【年12回】

- ・ 市内すべての園において伊達市のめざす子どもの姿の共有と、教育行政について話し合いをする協議会の開催
- ・ 毎回、会の内容に合わせて参集者を変えて開催

(2) 伊達市幼児教育研修会【年6回程度】

- ・ 市内すべての園の保育者を対象とし、学識者を迎えて保育における最新の情報を捉えた研修や保育実践の向上につながる研修会の開催

(3) 感染症や危機管理等における国や県マニュアルの周知及び市マニュアルの情報提供

(4) 保育内容や園運営に係る相談等の対応

3 民営認定こども園事業運営に対する市の財政支援状況について

本市の民営認定こども園事業運営に対する財政支援は、基本的に国の基準に準拠しています。認定こども園運営負担金として運営負担金、施設等利用給付負担金を交付し、一時預かり事業等の特別保育補助金等を補助しています。保育事業補助金は毎年必要な補助金を国県の補助事業から選び利用していますが、市独自の補助事業として障がい児保育事業補助金や地域活動事業補助金等の補助事業で園の運営にかかる費用を拠出し支援しています。

伊達市教育委員会こども部こども未来課 作成

桑折町認定こども園運営費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に設置されている認定こども園において、健全な運営と保育及び教育の充実、待機児童のゼロ堅持を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項及び福島県認定こども園の要件を定める条例（平成18年福島県条例第106号）に基づき、福島県知事の認可を受けた地方公共団体以外のものが設置する施設をいう。

(対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、町内において認定こども園の運営を行う社会福祉法人及び学校法人とする。

(補助対象事業等)

第4条 この要綱による補助対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 施設運営支援事業 教育・保育を行う施設の整備及び運営の円滑化とその施設の職員及び児童の処遇の向上を図る事業
- (2) 障がい児保育事業 障がい児を受け入れることで、障がい児保育の推進と障がい児の処遇の向上を図る事業
- (3) 幼児教育・保育充実支援事業 必要な職員を配置することで待機児童ゼロを堅持し、幼児教育・保育の充実を図る事業

2 補助金は、別表の通り町長が定める額を交付する。ただし、前項第3号の事業については、同表の補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定されている書類とともに次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度5月1日現在における、在園児童の名簿及び保育士、幼稚園教諭、保育

教諭（以下「保育士等」という。）の名簿

(2) 当該年度5月1日現在における、障がい児の障がいの程度が分かる書類及び障がい児保育を担当する保育士等の名簿

(3) 待機児童ゼロを堅持し、幼児教育・保育の充実のために確保した保育士等が分かる書類

（交付決定の通知）

第6条 規則第7条に規定する通知は、桑折町認定こども園運営費等補助金交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

（申請書を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助事業者が交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（変更承認の申請手続）

第8条 規則第6条第1項の別に定める軽微な変更は、事業費又は事務量の10分の2以上を変更すること以外の変更とする。

2 規則第6条第1項の規定に基づき、町長の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認申請書（規則第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（変更交付決定の通知）

第9条 規則第6条第1項に規定する承認は、桑折町認定こども園運営費等補助金変更交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

（概算払）

第10条 町長は、必要と認めるときは、第4条第1項第1号及び第2号の事業について概算払により交付することができる。

2 前項の規定に基づき、補助金の概算払を受けようとするときは、申請者は桑折町認定こども園運営費等補助金交付請求書（概算払）（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 事業終了後、実績報告をする場合は、規則第13条に規定されている書類とともに次の書類を町長に提出しなければならない。

(1) 当該年度3月1日現在における、在園児童の名簿及び保育士等の名簿

(2) 当該年度3月1日現在における、障がい児の障がいの程度が分かる書類及び障が

い児保育を担当する保育士等の名簿

(3) 待機児童ゼロを堅持し、幼児教育・保育の充実のために確保した保育士等の配置に要した費用が分かる書類

(確定の通知)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合において、規則第14条の規定に基づき補助金の額を確定し、これを申請者に通知する。ただし、交付決定額と同額の場合は、通知を省略できるものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、補助金の額の確定後、速やかに桑折町認定こども園運営費等補助金交付請求書（精算払）（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(精算返還)

第14条 第10条の規定による概算払を受けた場合において、実績報告において補助金に残金が

生じた場合は、実績報告書提出後速やかに返還するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた申請者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿及びその他の書

類を整備し、交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象区分	項目	補助基準額	
施設運営支援事業	施設割	370,000円／人	
	児童割	2歳未満児	33,000円／人
		2歳児	26,000円／人
	保育士割 ※	17,000円／人	
障がい児保育事業	<p>(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障がい児（手当の支給を停止されている場合を含む。）</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている児童（当該手帳の交付を申請している場合を含む。）</p> <p>(3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定による療育手帳の交付を受けている児童（当該手帳の交付を申請している場合も含む。）</p> <p>(4) 児童相談所の判定又は医師の診断により、(2)又は(3)と同程度の障がい等を有すると認められる児童又は、集団保育を行うことが望ましいとされた発達障がい等を有する児童</p>	月額73,550円／人	
幼児教育・保育充実支援事業	保育士等の配置に要する経費	年額5,000,000円	

※1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者を対象とする。ただし、産休等の保育士等がいる場合で、産休等の保育士を算定の対象とする場合、当該保育士の代替え保育士については、算定の対象とはならないものとする。